

一般社団法人持続可能なモノづくり・人づくり支援協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人持続可能なモノづくり・人づくり支援協会と称し、英文では *Association for support of Economic Sustainable Development for 21st century* とし、略称を E S D 2 1 とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、主としてトヨタ生産方式（略語：T P S）など国内外のマネジメント手法と最新の情報技術（略語：I T）により、製造業の人材育成と業務改革の支援及び、情報サービス業の構造改革と国際競争力強化の支援、並びに産業界への社会貢献と会員相互の研鑽・自己実現を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 競争力強化のための各種教育・研修
- (2) 業務改革を促進する業務運営の基盤研究と支援
- (3) ソフトウェア開発手法の研究と支援
- (4) 産業社会の持続的発展に寄与する各種研究会、講演会、交流会などの開催
- (5) 会員相互の支援、交流、連絡その他共有する利益を図る活動
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会員

(会員、入会及び種別)

第5条 当法人の会員は次の6種とし、個人会員、法人A会員及び法人B会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員
当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人A会員
当法人の目的に賛同して入会し、研鑽及び企画推進に参加する法人又は団体
- (3) 法人B会員
当法人の目的に賛同して入会し、研鑽及び企画推進への参加に加え、協業パートナーとして事業参加する法人又は団体
- (4) 名誉会員
当法人に功労のあった者として理事会の推薦及び承認を受けた個人とし、次の区分とする。
 - ① 顧問名誉会員
次のいずれかに該当し、当法人の発展に顕著な功績があったと理事会が認めた者
イ 学識経験者・行政関係者・教育研究機関の関係者

ロ 退任理事・監事で、その功績が顕著であると認められる者
なお、会費及び議決権を有しない。

② 賛助名誉会員

法人正会員等の支援者で、長期にわたり貢献があった法人の代表者等。
なお、会費及び議決権を有しない。

③ 維持名誉会員

本法人の理事又は監事を退任した者で、理事会が承認した者
なお、個人会員と同等の権利（会員総会出席権及び議決権等）を有し、
所定の年会費を納入するものとする。

(5) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

(6) 提携団体

当法人の目的に賛同し、相互に事業協力し合うことがある法人又は団体

(入会)

第6条

- 1 当法人の目的に賛同し、入会を承認された者を会員とする。
- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 個人会員、法人A会員及び法人B会員は、会員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。この場合は、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第12条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条

- 1 会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
- 2 会員総会の招集通知は、会日の1週間前までに、書面、電子メールその他の電磁的方法により、各会員に対して発する。
- 3 会員総会は、インターネットその他の方法により、遠隔地から出席することができる方法で開催することができる。この場合、当該方法により出席した会員は、対面により出席した会員と同等に議決権を有するものとする。

(決議の方法)

第15条

- 1 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 書面、電子メールその他の書面又は電磁的方法により、他の会員の議決権を代理行使することができる。

(議決権)

第16条 個人会員、法人A会員及び法人B会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。
理事長に事故がある場合は、当該会員総会において理事の中から議長を選出する。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第19条

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 代表理事 2名以内
 - (2) 理事 3名以上30名以内
 - (3) 監事 2名以内
- 2 名誉会員から1名を、当法人の名誉職として会長とすることがある。

- 3 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 4 代表理事が2名の場合は、うち1名を理事長、他の1名を副理事長とし、代表理事が1名の場合は、理事長が副理事長を兼務する。
- 5 理事のうち、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第20条

- 1 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条

- 1 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事と監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、会員総数の半数以上であって、会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、会員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条

- 1 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条

- 1 理事会は、副理事長が招集する。
- 2 副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、インターネットその他の方法により、遠隔地からの出席を可能とする方法で開催することができる。この場合、当該方法により出席した理事は、対面により出席した理事と同等に議決権を有するものとする。

(決議)

第31条

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条

- 1 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第131条に規定する基金を募集することができる。
- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、会員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条** 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに副理事長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、副理事長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、副理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時会員総会への報告に代えて、定時会員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告

第8章 附 則

(定款改定後の最初の事業年度)

第38条 当法人の定款変更後の最初の事業年度は、令和9年3月31日までとする。

(定款改定時の役員等)

第39条 当法人の定款改定時の役員は、次のとおりである。
以下省略

(定款改定時の役員の氏名又は名称及び住所)

第40条 定款改定時役員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
以下省略

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第42条 本法人は、持続可能かつ健全な運営を行うため、次の基本方針に基づき運営するものとする。

- (1) 会員相互の協力により法人活動を支えること。
- (2) 過度な負担を避け、現実的かつ継続可能な事業運営を行うこと。
- (3) 社会的意義及び会員価値の維持を重視すること。

(会員の責務)

第43条 会員は、次の事項を遵守し、本法人の活動に協力しなければならない。

- (1) 会費を定められた期限までに納入すること。
- (2) 会員総会に出席し、又は書面若しくは電磁的方法により議決権の行使に努めること。
- (3) 本法人の信用を毀損する行為を行わないこと。
- (4) その他本法人の運営に必要な協力を行うこと。

第9章 情報資産管理

(情報管理)

第44条 本法人は、本法人が保有する個人情報及び各種情報資産について、適切に管理、保存及び廃棄を行うものとする。

(対象情報)

第45条 本章の対象とする情報は、次のとおりとする。

- (1) 会員情報（氏名、連絡先等）
- (2) 講演資料、配布資料
- (3) 電子データ（サーバー、クラウド、PC内データ）
- (4) その他本法人の活動により取得又は作成された情報

(管理責任)

第46条 本法人における情報資産の管理責任者は、理事会が定めるものとする。

(保存期間)

第47条 情報資産の保存期間は、法令に定めがあるものを除き、業務上の必要に応じて設定するものとし、原則として3年を目安とする。
ただし、税務書類（領収書等）は7年間、計算書類及び会員総会議事録等は10年間保存するものとする。

（管理方法）

第48条 情報資産は、漏えい、紛失及び毀損を防止するため、適切な方法により管理する。
特に電子データについてはアクセス制限その他の安全管理措置を講じる。

（廃棄）

第49条 保存期間を経過した情報資産は、復元不可能な方法により速やかに削除又は廃棄する。ただし、清算決了後も、清算人は、会員総会議事録等について法令に基づく保存期間（10年間）が終了するまで保存するものとし、その後適切に削除又は廃棄するものとする。

（委託管理）

第50条 情報管理を外部に委託する場合は、適切な管理が行われるよう必要な契約の締結及び監督を行う。

（解散時の特例）

第51条 本法人が解散する場合、清算人は法令に基づく保存期間（10年間等）が終了した情報資産について、速やかに削除又は廃棄を行うものとする。

（改廃）

第52条 本章の変更は、定款変更の手續に従うものとする。

（財務の基本原則）

第53条 本法人の運営は、会員から収受する会費を主たる財源とし、
予算の範囲内において効率的かつ健全な運営を図ることを原則とする。

（財務状況の把握）

第54条 理事会は、法人全体の収支状況を適時に把握し、定期的に検証を行うものとする。
また、財務状況を会員に対し適切に開示するものとする。

（事業の評価及び見直し）

第55条 理事会は、各事業が法人の目的に照らして適切に実施されているか、また支出と予算との均衡が図られているかを定期的に評価する。
特定の活動において、その実施効果が著しく低いと判断される場合、又は法人全体の財務に悪影響を及ぼすと認められる場合、理事会は次の各号のいずれかを決議する。

- (1) 事業の規模縮小
- (2) 実施内容の抜本的変更
- (3) 事業の休止又は廃止

（例外的継続）

第56条 前条の規定にかかわらず、法人の目的達成のために不可欠と理事会が認めた事業については、会員総会の承認を得て、会費等の充当により継続することができる。

(特別負担金)

第57条

- 1 理事会は、事業継続のため必要と認める場合、会員に対し任意の特別負担金の拠出を求めることができる。
- 2 前項の特別負担金は会員総会の承認を受けなければならない。
- 3 特別負担金は任意とし、会員に法的義務を課すものではない。

(財務健全性の確保)

第58条 理事は、本法人の財務状況が著しく悪化することのないよう、事業の見直し及び停止を含む適切な措置を講ずるものとする。

(財務運営の基本原則)

第59条 本法人の財務運営については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業年度開始前に策定する当該年度の予算総額は、特段の合理的理由がある場合を除き、前事業年度の予算総額に対する増減率を零パーセント以内としなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、やむを得ない事由により前号の基準を超える予算を編成する場合には、理事会の決議を経て、その理由及び必要性を会員総会に報告しなければならない。

第10章 解散及び清算

(解散判断の基準)

第60条 次の各号のいずれかに該当する場合、理事会は解散の検討を行い、会員総会に付議するものとする。

- (1) 法人全体の財務状況が悪化し、改善の見込みがない場合
- (2) 法人の活動目的の達成が困難となった場合
- (3) 会員数の減少等により運営継続が困難となった場合
- (4) 2事業年度連続して、経常収支又はこれに準ずる収支において赤字となった場合
- (5) 本法人の業務を執行する理事が、退任、心身の故障その他の事由により欠け、かつ、相当期間内にその後任を選任することが困難であると理事会が合理的に認めた場合。

(解散決議)

第61条 解散は、会員総会において、会員総数の半数以上であって、会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

(清算人)

第62条 本法人が解散した場合、理事のうちから理事会が選任する者を清算人とする。

(解散時の措置)

第63条 本法人が解散した場合、理事会の決議により、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 保有資産の適正な処分
- (2) 法人運営に関わるデータ及びシステムの停止並びに必要な応じた消去
- (3) 関係者への適切な通知及び対応

(残余財産の帰属)

第64条 本法人の清算後に残余財産がある場合は、法令に適合する国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人等に帰属させるものとする。
なお、その取扱いは法人税法その他関係法令の定めによる。

(情報資産の管理及び廃棄)

第65条 本法人が解散した場合、保有するサーバー等における個人情報及び講演資料その他の情報資産については、法令上又は業務上必要な保存期間を経過した後、適切な方法により削除又は廃棄するものとする。

附則

- 1 本定款は令和8年5月12日より施行する。
- 2 令和8年5月12日改定

以上